

「高松市障がい者ガイドブック」正誤表（令和3年4月）

ページ	訂正・変更・追記等の箇所	新しい内容	R3.4.1現在								
2	高松市役所窓口一覧 (訂正・追記・変更有)	上から9段目：こども園運営課→こども保育教育課 上から11段目：住宅課→市営住宅課 上から12段目：学校教育課→総合教育センター（高松市末広町5番地） Tel.811-2161 FAX.811-2170 ※問合せ先の変更 上から16段目：夢みらい図書館(高松市松島町一丁目15番1号3F1階) (追記) Tel.833-7727 FAX.833-7725									
3	日常生活の支援（在宅支援/削除）	福祉電話の貸与 福祉ファクシミリとの貸与 車いすの貸与	(事業廃止により、削除)								
4	特別障害者手当（支給額・一部追記）	支給額 月額26,940円→月額27,350円 (令和3年4月) 「申請に必要なもの」⑥振込口座→振込口座（普通預金）									
4	障害児福祉手当（支給額・一部追記）	支給額 月額14,650円→月額14,880円 (令和3年4月) 「申請に必要なもの」⑥振込口座→振込口座（普通預金）									
4	特別児童扶養手当（支給額）	支給額 1級▷月額51,700円→月額52,200円 (令和3年4月) 2級▷月額34,430円→月額34,970円 (令和3年4月)									
5	児童扶養手当（支給額）	支給額 1人目全部支給42,290円→43,160円 (令和3年4月) 一部支給42,280円～9,980円→43,150円～10,180円 (令和3年4月) 2人目全部支給9,990円の加算→10,190円の加算 (令和3年4月) 一部支給9,980円～5,000円の加算 →10,180円～5,100円の加算 (令和3年4月) 3人目以降（1人につき） 全部支給5,990円の加算→6,110円の加算 (令和3年4月) 一部支給5,980円～3,000円の加算 →6,110円～3,060円の加算 (令和3年4月)									
5	障害基礎年金（支給額）	支給額 1級▷年額947,125円→年額976,125円 (令和3年4月) 2級▷年額779,300円→年額780,900円 (令和3年4月)									
5	特別障害給付金（支給額）	支給額 障害基礎年金の1級相当に該当する方▷月額51,400円→月額52,450円 (令和3年4月) 障害基礎年金の2級相当に該当する方▷月額41,120円→月額41,960円 (令和3年4月)									
6	障害児福祉金（一部追記）	「申請に必要なもの」⑥振込口座→振込口座（普通預金）									
6	在宅障害者介護見舞金（一部追記）	「申請に必要なもの」⑥振込口座→振込口座（普通預金）									
7	自立支援医療（更生医療） （一部追記・訂正）	「申請に必要なもの」 ④※高松市で市民税の情報を確認できる方、又はマイナンバーの提示がある方は、必要ありません。 ⑤医学的判定及び月別所要見込額内訳表（指定医療機関で記載されたもの）									
7	自立支援医療（育成医療） （一部訂正）	「申請に必要なもの」 ④※高松市で市民税の情報を確認できる方、又はマイナンバーの提示がある方は、必要ありません。 部署名変更：保健センター→健康づくり推進課									
7	育成医療費負担費用助成（一部追記）	「申請に必要なもの」④振込口座→振込口座（普通預金）									
8	自立支援医療（精神通院医療） （一部追記）	「申請に必要なもの」 ④※高松市で市民税の情報を確認できる方、又はマイナンバーの提示がある方は、必要ありません。									
8	障害者医療費助成 対象者（詳細に分類）	対象者 高松市に住居票があり、次の条件を全て満たしている方 (1)健康保険に加入していること (2)生活保護を受給していないこと (3)年齢制限を満たし、対象となる手帳を持っていること（下記参照） (4)所得制限以下であること（下記参照） (※障がい者本人又はその扶養義務者及び配偶者の前年の所得が限度額を超えている場合、対象となりません。) 対象となる手帳と年齢制限 <table border="1" data-bbox="687 1711 1243 1868"> <tr> <td>対象となる手帳</td> <td>・身体障害者手帳（1～4級） ・療育手帳 ・戦病者手帳（特別項症～第7項症）</td> </tr> <tr> <td>年齢制限</td> <td>①手帳の交付日が平成20年7月31日以前の場合 …年齢制限なし ②手帳の交付日が平成20年8月1日以降の場合 …手帳交付日の年齢が65歳未満の方のみ</td> </tr> </table> 所得の限度額 <table border="1" data-bbox="687 1906 1243 1951"> <tr> <td>本人</td> <td>約360万円</td> </tr> <tr> <td>扶養義務者又は配偶者</td> <td>約628万円</td> </tr> </table> ※ただし、扶養親族の数などによって限度額は変わります。詳細はお問い合わせください。	対象となる手帳	・身体障害者手帳（1～4級） ・療育手帳 ・戦病者手帳（特別項症～第7項症）	年齢制限	①手帳の交付日が平成20年7月31日以前の場合 …年齢制限なし ②手帳の交付日が平成20年8月1日以降の場合 …手帳交付日の年齢が65歳未満の方のみ	本人	約360万円	扶養義務者又は配偶者	約628万円	
対象となる手帳	・身体障害者手帳（1～4級） ・療育手帳 ・戦病者手帳（特別項症～第7項症）										
年齢制限	①手帳の交付日が平成20年7月31日以前の場合 …年齢制限なし ②手帳の交付日が平成20年8月1日以降の場合 …手帳交付日の年齢が65歳未満の方のみ										
本人	約360万円										
扶養義務者又は配偶者	約628万円										
8		「申請に必要なもの」 ④住民税所得・課税証明書 (転入…)すべて削除⇒変更：高松市で市民税の情報を確認できる方、又はマイナンバーの提示がある方は、必要ありません。 ⑥振込口座→振込口座（普通預金）									

「高松市障がい者ガイドブック」正誤表（令和3年4月）

ページ	訂正・変更・追記等の箇所	新しい内容	R3.4.1現在
9	交通機関の運賃割引 (一部変更・追記)	変更追記 ・航空旅客運賃の割引 <input type="checkbox"/> 身 <input type="checkbox"/> 知 <input type="checkbox"/> 精 適用範囲の拡大あり（各航空会社へお問い合わせください） （精神障害者保健福祉手帳が追加※詳しくは、各航空会社へ…） ・旅客船運賃の割引 <input type="checkbox"/> 身 <input type="checkbox"/> 知 <input type="checkbox"/> 精 旅客船を利用の際に運賃が割引されます。（各船会社へお問い合わせください） ※いずれも会社により異なりますので、御確認ください。	
	障害者福祉タクシー助成制度 (金額変更：※1.2内容変更)	「1枚当たりの助成額」 ・身体障害者手帳1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級：570円⇒580円へ ・身体障害者手帳2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳2級：570円⇒580円へ ・車いす利用者（※1）：570円⇒580円へ ・電動車いす利用者（※2）：1,070円⇒1,080円へ （※1）補装具として車いすを利用している方、又は下肢・体幹・内部障害1級～4級の身体障害者手帳を所持している方のうち、介護保険を利用して車いすをレンタルしている方、若しくは日常生活において車いすの使用なしには外出することが困難である方。 （※2）補装具として電動車いすを利用している方、又は下肢・体幹1級～2級の身体障害者手帳を所持している方のうち、介護保険を利用して電動車いすをレンタルしている方、若しくは日常生活において電動車いすの使用なしに外出することが困難である方。 <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> …又は各総合センター… <u>…又は各総合センター、支所、出張所（山田支所、出張所での即時交付はできません。郵送の対応もできます。）</u>	
	有料道路通行料金の割引（追記）	※郵送でも手続が可能です。	
11	自動車運転免許取得費補助 (対象者：一部追記・削除)	<input type="checkbox"/> 対象者 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの18歳以上の方… →身体障害者手帳（上肢・下肢、体幹機能障害）1級～4級をお持ちの方で、免許取得後、改造自動車が必要とする方	
	所得税・住民税の所得控除 ↓ 所得税・個人住民税の所得控除	<input type="checkbox"/> 内 容 市・県民税→個人住民税へ変更 表の下段訂正 ※障がい者本人の… <u>→※障がい者本人の前年中の所得が125万円以下の場合（税制改正により課税年度が令和3年度以降は135万円以下に改正されました）、住民税は課せられません。</u> 表の下段追記 ※前年の12月までに上記手帳の交付を申請された方は、控除の適用を受けられる場合があります。	
	自動車税・軽自動車税又は自動車取得税の減免 ↓ 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免（一部修正）	対象となる車両 →追記：（障がい福祉課・健康づくり推進課では、家族等運転の証明の申請窓口のみです。減免の申請はできません。詳しくは下記減免申請の窓口にお問い合わせください。） （一部変更） ◆家族等運転の証明の申請に必要なもの →以下：＜自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の申請に限る＞ ※軽自動車税は④は不要ですが… →軽自動車税（種別割）は④⑤は不要ですが… ◆減免申請の窓口（P12がP11に移動・訂正もあり） ▶自動車税（種別割） 県税事務所 高松市松島町一丁目17-28 （旧：普通自動車税） TEL 806-0314 FAX 833-2388 ▶軽自動車税（種別割） 市民税課14番窓口 TEL 839-2233 ▶自動車税・軽自動車税（環境性能割） （旧：自動車取得税） ・普通自動車：県税事務所 高松市鬼無町佐藤20-10 TEL 881-3858 FAX 881-6443 ・軽自動車：一般社団法人全国軽自動車協会連合会香川事務所 高松市国分寺町福家甲1258-19 TEL 870-6657 FAX 870-6658	
12		「申請に必要なもの」 ⑥印鑑→ <u>印鑑不要</u> ⑦マイナンバーと身元確認書類（軽自動車税の場合のみ）→ <u>身元確認書類（マイナンバー不要）</u> 【申請時期】一部変更（税の名） ・普通自動車税→普通自動車税（種別割） ・軽自動車税 5月1日～納期限まで→軽自動車税（種別割）郵送受付：4月1日～5月31日 窓口受付：4月12日～5月31日 ・自動車取得税→自動車税・軽自動車税（環境性能割） P12 <input type="checkbox"/> 対象者 の表の下へ ◆家族等運転の証明の申請窓口 身体障がい者及び知的障がい者 障がい福祉課23番窓口 TEL 839-2333 又は各総合センター・支所（山田支所を除く） 精神障がい者 健康づくり推進課 高松市桜町一丁目9-12 TEL 839-2363	
	障害者手帳等申請用診断書作成料助成 (一部追記)	<input type="checkbox"/> 内 容 ※新規申請、障害変更の申請は対象とはなりません。 →※新規申請、障害変更、等級変更の申請は対象とはなりません。 <input type="checkbox"/> 対象者 中国残留邦人支給給付→中国残留邦人等支援給付	
13	NTT電話番号の無料案内（ふれあい案内） (追記)	<input type="checkbox"/> 対象者 ①に追記→又は聴覚障がい2級～4級・6級 又は音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい3級・4級	
14	日常生活用具の給付 (追記)	<input type="checkbox"/> 内 容 ただし書きの追記 →※ただし、それぞれの用具に対して、耐用年数が定められており、耐用年数を経過した場合は、再給付することが可能です。 ・在宅療養費支援用具：動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の対象者欄に次の文言を追記→「難病患者かつ、人工呼吸器の装着が必要な方」	

「高松市障がい者ガイドブック」正誤表（令和3年4月）

ページ	訂正・変更・追記等の箇所	新しい内容	R3.4.1現在																					
15	日常生活用具の給付 「情報・意思疎通支援用具」内へ (追記)	13段目「聴覚障害者用情報受信装置」と14段目「人口内耳用外部装置」の間の欄に、次の項目を挿入 種目：視覚障害者用音声色彩識別装置（耐用年数6年） 対象年齢：----- 対象者：視覚2級以上 限度額：47,000円																						
16	住宅改造成 (申請に必要なもの：追記) (対象者・助成額：削除)	「申請に必要なもの」：追記→②が、取支予算表 現状②～⑦が③～⑧へと、ひとつずつずれる。 対象者 → ③生計中心者の前年所得が500万円以下である方を削除し、④を③に訂正。 助成額 → ▶市民税課税世帯 対象となる工事に要した費用の2分の1。上限額：50万円を削除																						
17	補装具（一部変更追記）	内 容 1行目 購入や修理→購入・借受け及び修理																						
	図書資料郵送貸出サービス	内 容 朗読テープ→朗読テープ・CD																						
18	福祉ファクシミリの貸与(削除)	※事業の廃止																						
	福祉電話の貸与(削除)	※事業の廃止																						
	車いすの貸与（削除）	※事業の廃止																						
19	意思疎通支援事業（連絡先変更）	窓 □ 香川県要約筆記サークルゆうあい TEL・FAX番号変更 → TEL：050-3717-6566 FAX：087-883-6566																						
	点字・声の広報等（内容の一部変更）	内 容 「広報たかまつ」→「広報高松」 ・点字広報 香川県視覚障害者協会主催の各種行事 → 香川県視覚障害者協会からの、お知らせ ・声の広報：香川県視覚障害者協会等 → 香川県視覚障害者協会																						
	図書館対面朗読サービス（追記）	内 容 朗読テープ→朗読テープ・CD																						
20	保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育の入所入園（一部変更）	対象者 1歳～就学前の児童→0歳～就学前の児童 窓 □ こども園運営課→こども保育教育課																						
	授業料又は保育料の減免 ↓ 保育料又は副食費の減免（一部変更）	内 容 …教育・保育施設等（幼稚園、保育所等）の授業料又は保育料の減免を受けることができます。→…教育・保育施設等の保育料又は副食費の減免を受けられる場合があります。 対象者 ～一定の額（※）に満たない世帯（生活保護世帯を除く） →…一定の額（※）に満たない世帯（生活保護世帯を除く時もあります。提出による保育料の変更はない。） 窓 □ こども園運営課→こども保育教育課																						
	就学等教育相談（追記）	内 容 ※手帳がない場合も、御相談いただけます。（5歳児保護者、希望者全員可能）																						
	特別支援学級 (校数・学級数一部変更)	内 容 ※手帳がない場合も、御相談いただけます。 平成29年度実績→令和2年度実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>知的障がい</th> <th>肢体不自由</th> <th>病弱・身体虚弱</th> <th>弱視</th> <th>難聴</th> <th>自閉症・情緒障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校49校</td> <td>45校62学級</td> <td>21校19学級</td> <td>24校24学級</td> <td>2校 2学級</td> <td>12校12学級</td> <td>46校75学級</td> </tr> <tr> <td>中学校23校</td> <td>21校24学級</td> <td>6校 6学級</td> <td>10校10学級</td> <td>1校 1学級</td> <td>5校 5学級</td> <td>23校30学級</td> </tr> </tbody> </table>		知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	自閉症・情緒障がい	小学校49校	45校62学級	21校19学級	24校24学級	2校 2学級	12校12学級	46校75学級	中学校23校	21校24学級	6校 6学級	10校10学級	1校 1学級	5校 5学級	23校30学級	
	知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	自閉症・情緒障がい																		
小学校49校	45校62学級	21校19学級	24校24学級	2校 2学級	12校12学級	46校75学級																		
中学校23校	21校24学級	6校 6学級	10校10学級	1校 1学級	5校 5学級	23校30学級																		
	通級指導教室 身・知・精 ↓ 通級指導教室 身・精 (一部追記・変更)	内 容 ※手帳がない場合も、御相談いただけます。 ・設置校（平成29年度）→設置校等（令和2年度） LD ADHD等） 龍雲中学校、サテライト教室（総合教育センター、教育支援センターみなみ）を追加																						
21	市営住宅入居時の要件の緩和 (名称の変更・一部追記)	窓 □ 住宅課→市営住宅課 市営住宅管理センター（市役所7階）TEL087-802-3660 追記→備考：県営住宅については、香川県住宅課分室へ TEL087-832-3587																						
	郵便等による不在者投票制度（一部訂正）	対象者 代理記載制度：上肢→両上肢																						
23	サービスの種類 日中活動系サービス	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業→(地)を、追加 ※(地)は、地域生活支援事業																						
	サービスの利用方法 ①相談・申請	相談支援事業所（P25参照）→ 基幹相談支援センター（P28参照）等																						
24	障害福祉サービス等 (追記)	軽減制度 の「高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費」と「地域生活支援事業利用者負担額助成金」の間に、次の事項を追記 ・「新高額障害福祉サービス等給付費」 65歳に達成する日前5年間にわたり、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに類似する介護保険サービスの利用負担額が新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。 「多子軽減措置」の記入内容の下に、追記。 ・「就学前の障害児通所支援の無償化」 満3歳になって初めての4月1日から3年間、障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）を利用している児童の利用者負担を無料とします。																						
25	ワンストップ相談（就労支援サービス）	※事業の廃止																						

「高松市障がい者ガイドブック」正誤表（令和3年4月）

ページ	訂正・変更・追記等の箇所	新しい内容	R3.4.1現在
26	成年後見制度 （一部変更）	窓 □ 高松家庭裁判所 TEL番号変更→TEL <u>851-1942</u> TEL 851-1903(既に制度を利用されている方)	
	成年後見制度利用支援事業 （一部変更）	対象者 →身寄りがいないなど、親族等による法的後見の開始の審判が期待できない方。また、申立て費用や後見人等の報酬の負担が困難な方。	
	各種相談窓口（部署名変更）	高松市保健センター → <u>健康づくり推進課</u>	
29	基幹相談支援センター （一覧の下に追記）	※相談できる日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）9：00～17：00	
31	たかまつ障がい者プラン	2018年度から2020年度までの3年間のプランについては、削除。 最新の「たかまつ障がい者プラン」は、市ホームページに掲載しています。	